

事前協議について 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型サービスの新規指定申請については、まず新規指定を考えておられる事業所所在地の各市町村介護保険担当課に事前相談をしていただき、**当該サービスについて新規指定申請を行うことができるかどうかを確認**してください。新規指定申請が可能と認められた場合に限り、以下の手順により事前協議を行ってください。

介護保険指定事業者については、人員基準とともに設備に関する様々な基準が定められており、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者として指定を受けるためにはそれらの基準に適合している必要があります。

新規に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業を始められる場合は、建物や設備の整備計画（案）がこれらの基準に適合しているかをあらかじめ確認させていただくため、**事前協議**を行っております。

必ず、事業を行おうとする建物の改修や新築工事等に**着手される前に**、下記書類を揃えたうえで、南河内広域事務室へ**お越しください。**(要予約。詳細は次ページ参照)

1 事前協議に必要な書類

	提出書類	説明
①	地域密着型サービス事前相談書(事前相談様式1):市町村受付印が押された原本	各市町村介護保険担当課にあらかじめ相談し、指定申請が可能か確認してください。可能と認められると、市町村受付印が押されます。
②	事業計画書(協議様式1)	現段階での計画(予定)内容を記入してください。
③	施設整備チェックリスト(協議様式2)	施設整備計画の際の参考としてください。なお、必ず全ての項目について、あらかじめよく確認しておいてください。
④	都市計画法および建築基準法に関する事前確認書(協議様式3)	建築確認申請等の手続きが必要な場合は、スケジュール等を確認・明記してください。 手続き不要との案内を受けた場合は、何故不要なのかを具体的に明記してください(理由・根拠法令など)。
⑤	消防署との協議記録(協議様式4)	手続きの内容や検査完了までのスケジュールを確認・明記してください。
⑥	土地および建物の図面	建物の図面については、居室・食堂・機能訓練室の正確な面積や、玄関・廊下・浴室・トイレ入口等の(開口)幅が確認できるもの(面積や幅については、内法による測定)。 土地の図面は、避難経路や駐停車スペース等が確認できるもの。
⑦	近隣の住宅地図等	施設周辺の様子がわかるもの。
⑧	現況の写真	A4用紙(1ページに2~8枚程度が納まるよう)に印刷又は貼り付けの上、提出してください。(カラー写真)
⑨	賃貸借契約書(案)	申請者(法人)所有の場合は不要です。ただし、建物が法人所有であっても、土地の所有者が異なる場合は土地の賃貸借契約書等が必要となります。 なお、法人代表者が所有する物件の場合でも、法人代表者と法人との間で賃貸借契約を取り交わしていただく必要があります。 ※賃貸借契約書については、使用用途(目的)が地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行える内容となっているか(「居室」等は不可)、契約期間満了後に契約更新を行える旨の規定があるか等をあらかじめ確認しておいてください。
⑩	土地及び建物登記簿謄本	※新築の場合は建物登記簿謄本を除く
⑪	地籍図	※該当する地番にマーカーを記すこと

2 事前協議から指定までの流れ

- ① **事前協議の予約（電話）**（なるべくお越しいただく二週間程前までに）



② **事前協議**

事前協議の受付期間は設けていませんが、下記日程は除きます（受付できません）。

- ・月初、10日（土・日・祝日等の場合、**翌**開庁日）
- ・月末、15日（土・日・祝日等の場合、**前**開庁日）



③ **施設の建築・改修、人員の確保等**

事前協議終了後（受理後）でなければ建築・改修等に着手することはできません。
（事前協議の内容によっては、間取りや設計の変更が必要となる場合があるため。）



④ **指定申請（設置認可・本申請）の予約（電話）**

（なるべく事業開始月の前々月上旬頃までに）



⑤ **指定申請（設置認可・本申請）**

- 事業開始月の前々月16日～前々月末（補正期限は事業開始月の前月10日）
…詳細は事前協議受付時にご案内します。なお、平成28年4月1日から指定申請について手数料が導入されています。



⑥ **現地調査**（事業開始月の前月12日～19日頃にお伺いします。）



⑦ **事業開始（指定日）**

【 ご予約・お問い合わせ先】

T e l : 0721-20-1199（南河内広域事務室 広域福祉課 介護保険担当）

【 開庁日時 】 土・日・祝日および12月29～1月3日を除く

平日 9：00～17：30

(1) 人員に関する基準について

職種	資格要件	配置基準
管理者 (施設長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事* ・ 社会福祉事業に2年以上従事した者 ・ 社会福祉施設長資格認定講習会を受講した者（新規指定の場合は、申し込みをしていけば可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専らその職務に従事する常勤の者1名 ※管理上支障が無いときは次の場合の兼務は可 <ol style="list-style-type: none"> ①当該事業所の他の職務を兼務すること ②同一敷地内又は隣接する等、特に管理業務に支障が無いと認められる範囲内に他の事業所・施設等がある場合に、当該他の事業所・施設等の管理者又は従業者としての職務に従事すること（従業者の場合は管理業務に支障が無いかの確認が必要） ③サテライト型居住施設*の場合で本体施設*の管理者又は従業者としての職務に従事すること（本体施設が病院又は診療所の場合にあっては、その本体管理者は不可）
医師	医師免許	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 ※サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師が入所者全員の病状当を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
生活相談員	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事*	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として常勤の者1以上（サテライト型居住施設の場合は、常勤換算で1以上） ※サテライト型居住施設で本体施設（「介護老人保健施設」に限る）の支援相談員によるサービスが、本体施設及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
看護職員 又は介護職員	介護職員：なし 看護職員：看護師、准看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員又は看護職員の総数は常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。 【介護職員】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上は常勤 ・ ユニット型の場合は、ユニットケアリーダー研修受講修了書を添付のこと 【看護職員】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1以上 ※1人以上は常勤（サテライト型居住施設の場合は、常勤換算で1以上）
栄養士	栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1以上 ※サテライト型居住施設で本体施設（「介護老人福祉施設」、「地域密着型介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「病床数100以上の病院」に限る）の栄養士のサービスが、本体施設及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 以上 ※サテライト型居住施設で本体施設（「介護老人福祉施設」、「地域密着型介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」に限る）の機能訓練指導員等のサービスが、本体施設及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
介護支援専門員	介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤で 1 以上 ※サテライト型居住施設で本体施設（「介護老人福祉施設」、「地域密着型介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」に限る）の介護支援専門員のサービスが、本体施設及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 ※当該施設に「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」が併設されている場合は、併設されている事業所の介護支援専門員により、当該施設の利用者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 ※本体施設が「地域密着型介護老人福祉施設」で、サテライト型居住施設に介護支援専門員を配置しない場合は、本体施設の介護支援専門員は本体施設とサテライト型居住施設の入所者の合計数が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上（100：1）とする。
<p>・指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。</p> <p>* 社会福祉主事の証明を大学、短大の成績証明書で行う場合、厚生労働省の指定科目が卒業年次で異なりますので、事前に証明書を発行した大学、短大又は、厚生労働省社会援護局福祉基盤課の資格試験担当〔TEL03-5253-1111（代表）〕にご確認願います。</p> <p>* サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）をいう。また、本体施設とは、サテライト型と同法人により運営され、当該施設に対する支援機能を有する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所をいう。</p>		

- 【注】① 「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ② 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。

☆ユニット型における介護職員等の勤務体制について

ユニット型の場合、前頁の（1）に加え、下記の基準（要件）も適用されます。

- 日中については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 1 ユニットごとに、常勤のユニットリーダー（ユニットケアリーダー研修受講者）を配置すること（ユニットケアリーダー研修重厚修了書を添付すること）

。

(2) 設備に関する基準（および行政指導事項）について

設備		内容
居室		<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーの保護に配慮され、介護を行える適当な広さがあること。 ・1居室の定員は1人 ※ただし、処遇上必要と認められる場合は2人も可 ・入所者1人当たりの床面積は10.65平方メートル（内法）以上となっているか。 ・地階は不可 ・ブザー（ナースコール）又はこれに代わる設備を設けること。
静養室		<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員室又は看護職員室に接近して設けること。 ・プライバシー保護のため、カーテン等を設置すること。 ・緊急呼び出し（ナースコール）等通報装置を設置すること。
医務室		<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか必要に応じて臨床検査設備を設けること。 ※本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要としない。ただし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えること。
食堂及び機能訓練室		<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することが出来るときは、同一場所とすることができる。
洗面設備		<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに設けること。 ・要介護者が使用するのに適したものとすること。
事務室		<ul style="list-style-type: none"> ・机や鍵付書庫などの設備備品を配置できる広さを確保すること。
その他必要な設備	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・介助を要する者の使用に適した構造・設備とすること。 ・緊急呼び出し（ナースコール）等通報装置を設置すること。 ・居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
	調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生に配慮した設備とすること（保存食の保存設備を設置することが望ましい）。 ※サテライト型居住施設については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りる。
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・介助者が介護できる仕様（面積・開口幅）とすること。 ・緊急呼び出し（ナースコール）等通報装置を設置すること。 ・可能な限り段差のない構造とし、手すりを設置するなど利用者の安全確保を最優先とすること。 ・給湯設備の温度管理が適切に行えること。

廊下幅	<ul style="list-style-type: none"> ・1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。 ※当該施設に短期入所生活介護が併設される場合は、短期入所生活介護に係る廊下幅は上記のとおりとする。
その他	<p>【老人福祉法に規定するその他の設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員室（居室のある階ごとに居室に近接して設けること）、看護職員室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室
<p>○ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>○ 設備については専ら指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りではない。</p>	

その他施設整備にあたっては、（協議様式2）施設整備チェックリストを併せてご確認ください。

【ユニット型】

設備	内容
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・1居室の定員は1人 ※ただし、処遇上必要と認められる場合は2人も可 ・居室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ・1のユニットの入居定員は10名以下とすることを原則とする。 ・入所者1人当たりの床面積は10.65㎡（内法で居室内の便所を除く）以上とする。 ・ブザー（ナースコール）又はこれに代わる設備を設けること。
共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 ・一の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 ・必要な設備及び備品を備えること。
医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか必要に応じて臨床検査設備を設けること。 ※本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要としない。ただし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えること。
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに設けること。 ・要介護者が使用するのに適したものとすること。
事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・机や鍵付書庫などの設備備品を配置できる広さを確保すること。

その他必要な設備	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ・介助を要する者の使用に適した構造・設備とすること。 ・緊急呼び出し（ナースコール）等通報装置を設置すること。
	調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生に配慮した設備とすること（保存食の保存設備を設置することが望ましい）。 <p>※サテライト型居住施設については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りる。</p>
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・介助者が介護できる仕様（面積・開口幅）とすること。 ・緊急呼び出し（ナースコール）等通報装置を設置すること。 ・可能な限り段差のない構造とし、手すりを設置するなど利用者の安全確保を最優先とすること。 ・給湯設備の温度管理が適切に行えること。
	廊下幅	<ul style="list-style-type: none"> ・1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。 <p>※当該施設に短期入所生活介護が併設される場合は、短期入所生活介護に係る廊下幅は上記のとおりとする。</p>
	その他	<p>【老人福祉法に規定するその他の設備】</p> <p>洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室</p>
<p>○ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>○ 設備については専ら指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りではない。</p>		

その他施設整備にあたっては、（協議様式2）施設整備チェックリストを併せてご確認ください。